

邑楽町競争入札心得

入札に参加する者は、この心得、設計書、図面、仕様書、入札に関する関係法令等の規定を熟知して入札に参加しなければならない。

1. 目的

邑楽町発注の建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、邑楽町契約規則（平成31年規則第4号。以下「規則」という。）、その他の要綱、要領等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2. 入札に関する一般事項

- （1）現場説明会に出席しない者は、入札に参加することができない。ただし、公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）により現場説明会を行わない旨明示があった場合を除く。
- （2）入札参加者は、契約条件及び暴力団排除に関する制約事項等を十分理解しなければならない。
- （3）入札参加者は、設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書」という。）に基づいて積算を行うとともに、誤字、脱字及び押印漏れ等に十分留意して入札書を作成するものとする。
- （4）入札参加者は、入札書の作成に際し、設計図書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、非公表なものとして管理されているものは除く。
- （5）入札参加者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税の額を減算した金額を記載するものとする。ただし、消費税及び地方消費税の額を加算した額を記載するよう指示されている場合は、課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を記載するものとする。
- （6）入札参加者は、紙の入札書による入札（以下「紙入札」という。）においては入札書に工事名、工事場所、住所及び氏名を記載するとともに、工事ごとに封筒に入れて契約担当者が指定した日時までに提出するものとする。
- （7）入札参加者は、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による入札（以下「電子入札」という。）においては、契約担当者が指定した日時までに入札書を電子入札システムにより提出するものとする。
- （8）入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- （9）入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- （10）入札参加者は、自治令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- （11）入札者は提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3. 工事費内訳書の作成

- （1）入札参加者は、入札公告等において、工事費内訳書の提出が求められている案件については、入札金額に対応した工事費内訳書を提出するものとする。
- （2）工事費内訳書は、契約担当者が指定するファイル形式等により作成するものとする。
- （3）入札参加者は、電子入札においては工事費内訳書を契約担当者が指定する日時までに電子入札システムにより提出するものとする。
- （4）入札参加者は、紙入札においては入札書及び第2項の工事費内訳書を契約担当者が指定する日

時に入札会場に提出するものとする。

(5) 工事費内訳書における工事価格は、入札金額と一致するものとする。

4. 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札を執行するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 紙入札において入札を辞退するときは、入札辞退届又は入札を辞退する旨を記載した入札書を入札執行者に提出するものとする。
- (3) 電子入札において入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。
- (4) 入札を辞退した者はこれを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、連続して辞退する等、応札意思の無いことが明らかであると判断できるときは、この限りではない。

5. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

6. 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 台風、地震又は洪水等の災害その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 入札公告等又は設計図書に誤りがあった場合は、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (4) 適正な入札の執行が確保されない場合は、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 指名競争入札において、入札参加者が1者となった場合は、入札の執行を取りやめるものとする。ただし、電子入札の場合はその限りではない。

7. 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。ただし、(3)については、入札保証金を免除した場合はこの限りでない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 紙入札において、代理人が委任状を持参しない、委任状に記名押印がないなど不備があるとき
- (3) 入札保証金が規則第5条に規定する額に達しない者のした入札
- (4) 紙入札において、入札書に記名押印がないとき
- (5) 紙入札において、金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (7) 入札に必要な事項を記載しなかった者のした入札
- (8) 入札に際し不正行為のあった者のした入札

- (9) 紙入札において、同一事項に対し2以上の入札書を提出した者の入札
- (10) 予定価格超過の入札をした者の入札
- (11) 一抜け方式による競争入札により分割発注された一つの工事を落札した場合において、落札決定順位が次順位以降である工事の入札
- (12) 指名停止期間中の者のした入札
- (13) 工事費内訳書が提出されない、工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しない、工事費内訳書の内容が当該工事の内容と合致しない、必要事項が記載されていない等の不合理があるとき
- (14) その他入札に関する条件に違反した者の入札

8. 失格

次の各号に該当する場合は失格とする。失格となった者は、再度入札及び再々度入札に参加できない。

- (1) 紙入札において、入札の開始時に入札会場に出席していない者
- (2) 電子入札において、入札公告等に示した日時までに入札書を提出しない者
- (3) 最低制限価格を設けた入札において、最低制限価格未満の入札書を提出した者
- (4) 低入札価格調査制度を適用し失格基準価格を設ける入札において、失格基準価格未満の入札書を提出した者
- (5) 入札日において、入札参加資格要件に該当しなくなった者
- (6) 入札執行者の指示に従わない者

9. 入札不調

次の各号に該当する場合は入札を不調とする。

- (1) 入札参加者がいないとき
- (2) 再度入札を行わない入札若しくは再度入札の最終回において、入札参加者全員の入札書の金額が予定価格を超過したとき。
- (3) 最低制限価格を設けた入札において、入札参加者全員の入札書の金額が最低制限価格未満であるとき。
- (4) 低入札価格調査制度を適用し失格基準価格を設定した入札において、入札参加者全員の入札者の金額が失格基準価格未満であるとき。
- (5) 落札者がいないとき。

10. 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札者又は落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者、落札候補者又は順位を定める。（電子入札の場合は、電子入札システムにおける電子くじにより落札者、落札候補者又は順位を定める。）
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

11. 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、原則として、入札不調とするが、直ちに再度入札を行うことがある。（電子入札の場合は、入札執行者が指定する日時において行うことがある。）その際、入札の執行回数は、再度入札を含め3回を限度する。また、再度入札は1回目の入札に参加しなかったものは、原則、参加できない。

1 2. 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。
ただし、自治令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札をした者を落札者とする。
- (2) 自治令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査制度を適用する入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札とするが、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (3) 調達契約の入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とするが、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときはこの限りでない。
- (4) 落札を決定したときは、直ちに落札者に文書又は口頭を持ってその旨を通知する。（電子入札の場合は、電子入札システムにより通知する。）

1 3. 契約保証金

落札者は工事請負契約書を提出する場合において、次の事項に応じた、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、邑楽町契約規則の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券に係る保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 金銭的保証では履行保証として十分でないため、役務的機能を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証（かし担保特約を付したものにきぎる。）で、契約保証金は契約金額の100分の30以上とする。

1 4. 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税含む）から消費税相当額を除いた金額を記載すること。ただし、特に指示のある場合はこの限りでない。

1 5. 契約の締結

- (1) 落札者となったものは、契約書を作成する場合においては、契約書案に捺印して、落札決定の日から5日以内に提出しなければならない。ただし、特に指示のある場合はこの限りでない。
- (2) 落札者が契約を締結しない場合は、当該落札者の入札保証金は還付しない。また、邑楽町工事指名競争入札参加者指名停止基準等設置要綱（平成5年制定）に基づく指名停止措置を行うことがある。

1 6. 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、設計図書、入札公告等についての不明を理由として異議を

申し立てることはできない。

17. その他

建設工事等以外の業務（物品、役務、業務委託等）については、この心得を準用するものとする。

18. 電子入札による手続

電子入札の場合は、前各項に定めるほか、ぐんま電子入札共同システム運用基準によるものとする。

制定 平成13年4月1日

改定 平成15年8月1日

改定 平成19年11月1日

改定 平成23年6月21日

改定 平成25年1月1日

改定 平成26年3月13日

改定 平成28年4月1日

改定 平成29年4月1日

改定 平成30年4月1日

改定 平成31年4月1日

改定 令和7年4月1日